

一般社団法人日本クラシック音楽事業協会
令和6年度事業計画書

■ 法人の目的に適う事業（定款第4条第3項関係）

クラシック音楽の統括団体で組織されたクラシック音楽公演運営推進協議会（日本オーケストラ連盟、日本演奏連盟、他）の活動を継続し、以下の取り組みを実施する。

- (1) コロナの感染状況を引き続き注視し、関係省庁、地方団体等との緊密な連携を行う。
- (2) 水際対策により落ち込んだ招聘公演の再興に向けた環境整備と国際交流活動を推進する。
- (3) コロナ禍により低迷したイベント消費喚起に向け、関係団体と連携し様々な要望を実施する。
- (4) 文化庁の統括団体向けの支援制度を研究し可能性のある事業を検討する。
- (5) アフターコロナにおける様々な対策を推奨する。

■ 公益事業

1. クラシック音楽普及事業（定款第4条第1項関係）

クラシック音楽の普及と振興に向けて、以下の活動を実施する。

- (1) クラシック音楽ファンの増加、特に若年層やライト層を中心とした新たな観客層の掘り起こしに向け、スマートフォンを活用したコンサート情報アプリ【チラシクラシック】を運営し、コンサート会場でのチラシと共に相乗効果による集客拡大を図る。〈継続事業〉
- (2) 協会の象徴的な普及活動としてクラシック・アワード（仮称）の創設に向けたワーキンググループを立ち上げ、昨年に引き続き事業化に向けた準備を行う。〈継続事業〉

2. 音楽関連人材育成事業（定款第4条第1項関係）

クラシックコンサート界の人材育成と、音楽事業の推進発展のために下記の事業を行う。

- (1) 会員研修会及び経営懇談会の開催、必要に応じてシンポジウム等の実施。〈継続事業〉
- (2) 地区毎の協議会や女性部会、青年部の活動等を促進し業界の活性化の一助とする。
〈継続事業〉
- (3) 産学連携テキスト「新 クラシック・コンサート制作の基礎知識」を発刊する。
〈新規事業〉
- (4) コロナ禍により見直された文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン等を踏まえ、音楽事業者における契約条項や不可抗力の精査等、協会としての新たな契約ガイドラインの整備を目指す。〈新規事業〉

3. アーティスト連携事業（定款第4条第1項関係）〈継続事業〉

全国の公共ホールや教育機関等にアーティストの派遣を行い、アウトリーチやワークショップと連携したコンサート活動を推進し、地域における文化芸術活動の振興を図る。

- (1) 地域創造の実施する公共ホール音楽活性化関連事業に制作協力する。
- (2) 関連団体や教育機関との連携協力事業。

4、情報収集発信事業（定款第4条第1項関係）

音楽事業発展のために必要な調査研究を行い、業界・楽壇・音楽教育界等に情報提供や提言を行い音楽文化の発展に寄与する活動を行う。

- (1) クラシック音楽事業ガイドの発刊（隔年）と広報誌（季刊）の発刊〈継続事業〉
- (2) コロナからの回復調査を継続的に実施し、クラシックコンサート業界の基礎データを収集活用し、クラシックコンサート産業の理解促進と社会的認知の向上を計る。〈継続事業〉

5、音楽文化振興事業（定款第4条第2項関係）

音楽文化産業発展のための諸制度の整備及び提言を行う。

- (1) 文化芸術推進フォーラム（文化芸術振興議員連盟と共同で文化行政へ提言）への参画。
〈継続事業〉
- (2) 日本音楽芸術マネジメント学会（人材育成に向けた産学連携の推進）との連携。
〈継続事業〉
- (3) 全国公立文化施設協会が検討している資格制度創設に向けた活動に協力する。
〈新規事業〉

6、国際交流事業（定款第4条第2項関係）〈継続事業〉

国際交流により、我が国の音楽文化の発信及び相互の質的向上を図ることを目的とする活動を行う。

- (1) F A C P [アジア文化芸術交流促進連盟] の年次総会の開催に協力する。
- (2) 欧米の関連団体〔国際アーティストマネジメント協会〕との交流を推進する。

7、企業イベント制作事業（定款第4条第3項関係）〈継続事業〉

会員及び関係団体の事業拡大及び社会貢献のために以下の事業を実施する。

- (1) 宝くじ文化事業
- (2) その他依頼事業